

第 7 4 号議案

中間市災害派遣手当等の支給に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市災害派遣手当等の支給に関する条例

災害派遣手当の支給に関する条例（昭和38年中間市条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、災害派遣手当等の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「災害派遣手当等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の災害派遣手当
- （2） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条の武力攻撃災害等派遣手当
- （3） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当
- （4） 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の災害派遣手当

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、同項各号に規定する法律で使用する用語の例による。

（災害派遣手当等の額）

第3条 災害派遣手当等の額は、次の表の本市の区域に滞在する期間の欄及び施設の利用区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の災害派遣手当等の額の欄に定めるとおりとする。

本市の区域に滞在する期間	施設の利用区分	災害派遣手当等の額
30日以内の期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	3,970円／日
	その他の施設	6,620円／日
30日を超え60日以内の期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	3,970円／日
	その他の施設	5,870円／日
60日を超える期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	3,970円／日
	その他の施設	5,140円／日

（災害派遣手当等の支払）

第4条 災害派遣手当等の支払については、中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）の適用を受ける者の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。